様式第１号（第７条関係）

令和６年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援事業補助金交付申請書兼請求書

　　年　　月　　日

菊池市長　　　　　　様

令和６年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付をされるよう、以下の事項を承諾の上、関係書類を添えて申請及び請求します。

１　申請者

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

事業形態　　□法人〔法人番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　 〕　□個人事業者

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事業者情報 |
| 所在地  （個人は代表者住所） |  |
| 法人等名称  （個人は屋号又は名称） |  |
| （フリガナ） |  |
| 代表者職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |

２　補助金の交付申請額

※事業用に所有又は使用している車両のみ

(自動車運転代行業にあっては随伴用登録車両のみ)

|  |
| --- |
| 円 |

（申請額内訳）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 基本額  （Ａ） | 事業の用に供する  車両の数（Ｂ） | 計（（Ａ）×（Ｂ））  ＝（Ｃ）＝ 申請額 |
| 一般・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業(最大積載量　2t超え)  一般貸切旅客自動車運送事業 | 40,000円 | 台 | 円 |
| 一般・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業(最大積載量　2ｔ以下)  一般乗用旅客自動車運送事業  自動車運転代行業 | 20,000円 | 台 | 円 |

３　補助金の振込先口座

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | | 支店名 |  |
| 口座種別 |  | | 口座番号 |  |
| ゆうちょ銀行 | 記号 |  | 番号 |  |
| フリガナ |  | | | |
| 口座名義人 |  | | | |

裏面もあります。

４　添付書類チェック表（下記をご確認の上、本申請書と併せて提出してください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 添　付　書　類 | | チェック |
|  | ・令和６年度菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援事業補助金対象車両一覧（様式第２号） | □ |
|  | ・補助対象事業を経営していることを証明する書類の写し  ア　運輸局からの許可書又は更新許可書等の写し（貨物軽自動車運送事業者及び自動車運転代行事業者を除く。）  イ　運輸局への事業経営届出書又は事業経営変更等届出書の控え（受付印があるもの）等の写し（貨物軽自動車運送事業者に限る。）  ウ　公安委員会からの認定書等の写し（自動車運転代行事業者に限る。） | □ |
|  | ・補助対象車両全てに係る自動車検査証の写し  ア　令和７年５月１日（基準日）時点において、申請者が所有し、又はリース契約により借り受け、かつ熊本運輸支局に登録され、常時使用されている事業用自動車であるもの。  イ　「使用の本拠の位置」欄に記載される住所が、市内住所地であるもの  ウ　「有効期間の満了する日」欄に記載される年月日が、交付申請日以降のもの | □ |
|  | ・随伴用自動車に係る写真（車体ナンバー及び車体に掲示する認定番号が写っているもの。自動車運転代行事業者に限る。） | □ |
|  | ・本社及び事業所の所在地並びに事業内容を記載した書類の写し  【法人】履歴事項全部証明書の写し  【個人】個人事業の開業届出書又は確定申告書の写し | □ |
|  | 【個人】代表者の本人確認書類の写し（マイナンバー、運転免許証等） | □ |
|  | ・振込口座が確認できる通帳等の写し  金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人（ﾌﾘｶﾞﾅ）が確認できるもの（通帳の見開き１ページ目の写し等）  ※個人事業者は代表者個人名義、法人は法人名義の口座に限る。 | □ |
|  | ・市税に未納がないことを証する書類（未納がない証明書等） | □ |
| ⑨ | ・誓約書兼同意書（様式第３号） | □ |

以上

|  |  |
| --- | --- |
| 書類の提出方法 | 紙・電子メール |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類発行責任者 |  | 電話番号 |  |
| 担当者 |  | 電話番号 |  |

※書類発行責任者と担当者は、同一人物でも可能です。

※書面の真正性（請求内容が正しいかどうか）を担保するため電話等で確認を行う場合があります。